

令和7年度 監査等の実施方針及び年間監査計画

令和7年3月25日 成田市監査委員決定

1. 監査等の実施方針

市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するため、事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかについて、特に意を用いて監査等を実施する。

また、監査対象における内部統制の状況やリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を考慮するとともに、個々の監査等を有機的に連携させ、総合的に効果が上がるよう調整し運用するものとする。

（1）監査等の方向性

監査等の実施にあたっては、法第198条の3第1項により「監査委員は監査基準に従い監査等をしなければならない」とされていることから、成田市監査基準（以下「基準」という。）に準拠して、次の①～④の方向性に沿って行う。

- ① ア～エの事項を中心に、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性等の視点を踏まえた監査等の実施に努める。

ア. 市の行財政運営における健全性及び透明性の確保

イ. 事務の管理及び執行等における法令の適合状況及び正確性の確保

ウ. 事務の管理及び執行等の経済的・効率的かつ効果的な実施の状況

エ. 組織及び運営の合理化への対応状況

（基準第3条及び第4条関係）

- ② 監査結果に関する報告及びその報告に添える意見等に対し、対応状況を把握するため報告を求め、監査等の実効性を確保するとともに、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、適切な指導的機能を発揮する。

（基準第6条及び第24条関係）

- ③ 監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で監査等を実施するとともに、各種監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、効率的な監査等の実施に努める。

（基準第7条及び第17条関係）

- ④ 監査等の結果に関する報告書等については、市民が理解しやすいように平易で簡潔、かつ明瞭な表現とするよう努めるとともに、速やかな公表に努める。

（基準第20条第4項及び第23条関係）

(2) 重点項目

令和7年度の監査等については、次の①～③の事項を重点項目として実施する。

① 高いリスクが想定される事務事業等の執行状況と不正防止の取り組みについて

令和6年度に本市において、一人で業務を抱え込んでしまったことや、上司・同僚が業務遅滞の事実気付くことができなかったことが一因となり、不適正な事務処理が発生した。このように、本市及び他自治体等でリスクが顕在化した事案や、過去の監査での指摘事項等の中から、重要性が高いと認められるものについて、適正に事務執行がされているか、不正を防止するための対策がとられているかを中心に確認する。また、各部署において業務を遂行するための適切な体制が確保されているかについても改めて確認する。

② 補助金等の適正な支出について

例年同様、団体運営費補助金については重点項目として取り扱うほか、事業費補助金についても、適宜、申請や審査、決定等の事務処理手順及び活用状況等を確認する。

③ 適正な予算執行について

令和6年度監査において、仕様書や契約約款に明確な根拠のない支出や、軽微な書類上の誤り等が見受けられた。不適正な事務処理は、市民の信頼を損なう行為であると同時に、市へ財産的損害を与えるおそれもあることから、複数の職員での書類確認や事業の進捗管理等が徹底されているかについて確認する。

(3) その他

監査等実施方針の修正が必要となった場合には、改めて協議のうえ決定する。

2. 年間監査計画

令和7年度の年間監査計画を次のとおり定める。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

令和7年度に実施する監査等の種類及び対象については次のとおりとする。

なお、監査等の対象の選定、着眼点や実施手続、実施場所及び日程等の具体的な内容については、個別の実施計画によるものとし、本市を取り巻く状況及び事務事業の執行状況等を踏まえ、監査実施日のおおむね1か月前までに実施計画を定めるものとする。

① 定期監査（法第199条第1項及び第4項、基準第4条第1項第1号）

ア. 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。監査の対象は、原則としてすべての部局の事務事業とする。

なお、市立小・中・義務教育学校については、4か年で全校の監査を実施することとする。

イ. 工事監査

工事監査については、専門的知識等が必要となることから、技術的な調査を委託し、工事計画、設計、積算、入札・契約、工事監理、施工等が適正かつ効率的に行われているか、関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員からの説明を受けるとともに、施工状況等の実地調査を実施する。監査の対象については、令和7年度に執行、着手済の工事の中から、工事内容や契約金額等を勘案して選定する。

また、工事の進捗状況に応じ、他年度に執行した工事についても対象とする。

② 行政監査（法第199条第2項、基準第4条第1項第2号）

事務の執行が法令に適合し、正確で最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。定期監査の際に必要な応じて実施する。

④ 財政援助団体等監査（法第199条第7項、基準第4条第1項第6号）

補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、当該団体を所管する部課等の指導監督が適切に行われているかについて、書類審査や実地調査等により実施する。監査の対象については、令和6年度及び令和7年度に財政的援助等を行った団体から選定する。

④ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項、基準第4条第1項第10号）

毎月、会計管理者や公営企業管理者から提出された検査資料に基づき、現金の出納、保管状況を検査する。検査日は原則毎月25日とする。

なお、公営企業会計の各事業については、財務書類の適正な作成をもって経営成績や財政状態が明らかにされ、経営の効率化や健全化が図られているかについても検証する。

⑤ 決算審査

（法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項、基準第4条第1項第11号）

審査については、一般会計・特別会計及び基金、公営企業会計において、市長から審査に付された令和6年度決算書やその他の関係書類の計数の正確性や、予算の執行と会計処理が適正に行われているかを審査する。

⑥ 基金の運用状況審査（法第241条第5項、基準第4条第1項第12号）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査する。

⑦ 健全化判断比率等の審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項

及び第22条第1項、基準第4条第1項第13号及び第14号）

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査する。

（2）監査等の実施予定時期

上記（１）における各監査等の実施予定時期は別表のとおりとする。

（３）監査等の実施体制

監査委員３人で実施し、事務局職員（事務局長以下３人）が補助する。なお、各々の職務については①～③のとおり区分するものとし、詳細な分担は必要に応じて個別実施計画により定めるものとする。

- | | |
|----------|---------------------------|
| ① 監査委員監査 | 監査委員が書面の審査及び説明聴取等により行うもの |
| ② 予備監査 | 監査委員監査の前に事務局職員が書面等により行うもの |
| ③ 実地検査 | 監査委員又は事務局職員が実地において検査するもの |

（別表）各監査等の実施予定時期

令和７年度 成田市監査計画

通 常 監 査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決 算 審 査 ・ 基金運用状況審査			←		→							
健全化判断比率等審査				←	→							
定 期 監 査							←					→
定期監査（学校）							←	→				
定期監査（工事）						←			→			
行 政 監 査							←					→
財政援助団体等監査							←				→	
例月現金出納検査	←											→